

理工情報生命学術院システム情報工学研究群における
学生の学位論文に係る不正行為への対応に関する申合せ

（令和 2 年 7 月 8 日）
システム情報工学研究群運営委員会

（趣旨）

- 1 この申合せは、筑波大学（以下「本学」という。）理工情報生命学術院システム情報工学研究群（以下「研究群」という。）において、研究群に在籍している学生（以下「学生」という。）による学位論文に係る不正行為（以下「不正行為」という。）への対応について必要な事項を定める。

（研究群コンプライアンス委員会への告発等）

- 2 学生による不正行為の可能性があると思量する者は、システム情報工学研究群コンプライアンス委員会（以下「コンプライアンス委員会」という。）に告発することができる。
- 3 コンプライアンス委員会の委員長（以下「コンプライアンス委員長」という。）は、告発を受けたときは、速やかにシステム情報工学研究群長（以下「研究群長」という。）に報告する。
- 4 コンプライアンス委員会は、前項の告発を受けたときは、その受理又は不受理を決定し、コンプライアンス委員長は、当該結果を研究群長に報告する。
- 5 研究群長は、前項の規定により告発の受理の報告を受けたときは、理工情報生命学術院長（以下「学術院長」という。）及びシステム情報系長（以下「系長」という。）に報告するとともに、当該被告発者である学生（以下「当該学生」という。）、当該学生の指導教員（以下「当該指導教員」という。）及び告発に関係する学位プログラムリーダー（以下「当該学位プログラムリーダー」という。）に通知する。

（当該学生の保護）

- 6 研究群に所属する全ての者は、単に告発がなされたことのみをもって、当該学生に対して、不利益な取扱いをしてはならない。

（調査委員会の設置等）

- 7 研究群長は、告発の受理を決定した場合には、ただちにシステム情報工学研究群調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、速やかに調査を始める。
- 8 研究群長は、調査委員会を設置したときには、調査委員会の設置を当該学生、当該指導教員及び当該学位プログラムリーダーに通知する。

（認定の方法）

- 9 調査委員会は、調査によって得られた諸証拠を速やかに研究群長に報告する。
- 10 研究群長は、調査委員会の報告に基づき、システム情報工学研究群運営委員会（以下「運営委員会」という。）において不正行為か否かの認定を行うとともに不正行為と認定された場合には、別表に定める不正行為の内容に応じた分類を決定の上、発議するか否かの検討を行う。

(調査結果の報告)

- 11 研究群長は、速やかに調査結果（認定を含む。）を学術院長及び系長に報告する。

(調査期間等における当該指導教員の措置)

- 12 当該指導教員は、調査委員会における調査開始以降は、当該学生の研究指導を行うことができない。
- 13 前項における当該学生の研究指導は、学位プログラムの判断において行うものとする。
ただし、当該指導教員が研究指導を再開できる時期は、研究群長が判断する。
- 14 当該指導教員は、調査期間において、不正行為の疑義の対象となった学位論文（以下「当該学位論文」という。）の審査委員になることができない。

(調査期間における当該学位論文の取扱い)

- 15 当該学位論文は、調査期間であっても、公開審査前であれば、論文審査を取り下げることができる。
- 16 調査を決定した時点で、当該学位論文が公開審査後かつ論文審査結果の報告前である場合は、審査を中断するものとし、当該学位論文の取下げは認めない。
- 17 調査を決定した時点で、当該学位論文が論文審査合格後である場合、学位授与の手続きを中断する。

(不正行為認定後の当該学位論文の取扱い)

- 18 当該学位論文が公開審査前に不正行為が認定された場合は、論文審査委員会は、当該学位論文を不受理とする。
- 19 当該学位論文が公開審査後かつ論文審査結果の報告前に不正行為が認定された場合、論文審査委員会は、当該学位論文を不合格とする。
- 20 当該学位論文が論文審査合格後に不正行為が認定された場合、論文審査委員会は、当該学位論文の合格を取り消す。

(当該指導教員に対する措置)

- 21 研究群長は、当該指導教員に対する措置について、系長と連携して行う。

(研究倫理教育の再度徹底)

- 22 研究群長は、不正行為が認定された場合には、調査委員会の委員長からの調査結果を踏まえ、学生に対する研究倫理教育を徹底するための方策を速やかに立案し、実施する。

(その他)

- 23 この申合せによる実施及び解釈に疑義があるときは、研究群運営委員会が決定する。
- 24 この申合せに定めるもののほか、研究群が執る必要な事項は、別に定めることができる。

附 記

この申合せは、令和2年7月8日から実施し、同年4月1日から適用する。

別表（第9項関係）

不正行為の内容に応じた分類表

分類	内 容	処 置
A	悪質な不正行為であり、その不正行為が当該学位論文の本質を大きく揺るがすのみならず、本学の名誉を大いに棄損し、社会的影響も大である。	同一研究課題による再審査は受理しない。
B	不正行為であるが、不正行為を行った背景・動機に酌量の余地がある。	同一研究課題による再審査は研究群が定める一定期間受理しない。
C	意図せずに行った行為で、当該学位論文の本質を損なうものではない。	学位論文を修正の上、再審査を受理する。